

会 議 録

会 議 の 名 称	平成27年度 第1回藤井寺市総合教育会議
開 催 日 時	平成27年6月15日(月) 13時00分 ～ 13時55分まで
開 催 場 所	藤井寺市役所 3階 305会議室
出 席 者	<p>(構成員) 藤井寺市長 國下 和男 教育委員会 委員長 藤本 英生 委員長職務代理者 杉本 優子 委員 桑野 聡史 委員 福村 尚子 教育長 多田 実</p> <p>(関係者) 教育部長 山植 和男 教育部理事 丸山 聡 教育部次長 森川 昌幸 学校教育課長 杉田 絹子 教育総務課長 松本 照子 教育総務課主幹 中村 真也</p> <p>(事務局) 総務部次長兼政策推進課長 東野 桂司 政策推進課長代理 山本 晃司 政策推進課主幹 角森 慎也 政策推進課主事 脇田 真宏 政策推進課主事補 山下 咲歩里</p>
会 議 の 議 題	総合教育会議について
会 議 の 要 旨	<ul style="list-style-type: none"> ・教育総合会議の概要説明 ・今後のスケジュール説明 ・教育大綱の策定時期 →平成28年3月策定に向けて進めることになった。 ・藤井寺市総合教育会議設置要綱の一部改正 →会議の公開方法として、情報交流ひろばでの閲覧を追加することになった。
会 議 録 の 作 成 方 法	<input checked="" type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
記 録 内 容 の 確 認 方 法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他 ()
公 開 ・ 非 公 開 の 別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開

傍 聴 者 数	0 人
そ の 他 必 要 事 項	

審 議 内 容 （ 発 言 者 、 発 言 内 容 、 審 議 経 過 、 結 論 等 ）

○司会

定刻となりましたので、ただ今より第1回藤井寺市総合教育会議を開会させていただきます。本日は、ご多忙の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本会議の庶務である政策推進課長の東野でございます。本日の進行を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まず、本日の傍聴者の報告をさせていただきます。藤井寺市総合教育会議設置要綱第6条により、会議を公開しておりますが、傍聴者はおられませんので、ご報告申し上げます。

まず、この会議の内容については、議事録にまとめる予定でございます。つきましては、会議の内容を録音させていただきますまして、議事録作成後に消去いたしますのでご理解、ご了承をお願いいたします。

それでは、会議次第により進めてまいります。

当会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、本市の教育課題及び目指すべき姿等を共有し、より一層民意を反映した教育行政を推進するため設置されたものでございます。

まず、最初にご出席いただいておりますメンバーのご紹介をします。

（総合教育会議メンバーの紹介）

それでは、開会に当たりまして、市長の國下よりご挨拶を申し上げます。

○市長

皆様、こんにちは。

本日は、皆様方におかれましては、お忙しい中、第1回総合教育会議の開催にご参集賜りまして、ありがとうございます。

本会議は、皆様もご承知のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律によりまして、今年度より私が招集し、開催するということになりまして、本日開催の運びとなったものでございます。

会議の概要、運用等については、後ほど担当より説明させますが、教育について協議・調整の場ができたことで、皆様といろいろとやり取りをさせていただき、本市の教育行政を子どもたちにとって、より良いものになるよう期待をし、そして特色あるものにしていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○司会

ありがとうございました。

それでは、資料のご確認をお願いいたします。

（会議資料の確認）

続きまして、本日の案件でございます。案件としましては、「総合教育会議について」、「その他」の2件を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、設置要綱をご覧ください。

本日の会議は、この要綱に沿って、開催、運営を行っております。この要綱を本年4月1日に制定しており、第4条で、会議は、市長が招集するとなっております。また、第3条では、会議は、市長と教育委員会で構成するとなっておりますことから、市長名で皆様あてに開催通知を送付させていただいたという次第でございます。

それでは、要綱第4条により、これからの議事進行を議長となる市長にお願いしたいと思います。市長、よ

ろしくお願い致します。

○市長

議長の國下でございます。

今後、私が議長として、このメンバーで、会議を進めてまいりますので、よろしくお願い致します。

まずは、要綱について報告と説明をお願いします。

○事務局

(藤井寺市総合教育会議設置要綱の説明)

○市長

事務局の説明が終わりました。今の件について、皆様方で何か質問等がございましたらお聴きをさせていただきたいと思えます。

○教育委員

第7条の議事録ですが、どのような形で考えられていますか。

○市長

事務局案をお願いします。

○事務局

議事録につきましては、2つの方法を考えております。まずは全文筆記、もう1つは要点筆記ということで考えております。この点につきましては、この場で決めていただければと考えております。

○教育委員

議事録につきまして、この会議の重要性や透明性をきちんとお伝えするという意味では全文筆記の方がよるしいのではないかと思います。

○市長

全文筆記ということでご意見がございましたが、それでよろしいでしょうか。

○教育委員

異議なし。

○市長

全文筆記ということで決定をさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。それでは会議録は全文筆記をお願いします。

その他、要綱についてございませんか。

○教育委員

議事録の公開についてですが、要綱第7条第2項に市ホームページに掲載するとありますが、ホームページ以外での公開は何か考えておられますか。

○市長

事務局どうぞ。

○事務局

公開につきましては、まずは市ホームページで公開をしたいと考えております。しかし、すべての方がホームページを見られる環境にあるとは限りませんので、その他の方法としては、本庁1F情報交流ひろば「ふらっと」での閲覧も可能にしたいと考えております。

○教育委員

それでは、そのことがわかるように要綱第7条第2項の修正をお願いいたします。

○市長

修正をお願いいたします。

○事務局

はい。わかりました。要綱第7条第2項の修正をさせていただきます。

○市長

要綱第10条では、この会議の運営に関し、必要な事項は、総合教育会議が定めとなっておりますので、運営上、決めておかなければならないことがあれば、おっしゃっていただきたいと思います。

○教育長

今日は初めての会議であり、これからこの会議を行っていくことになるが、実際に会議を行っていく中で、傍聴の問題や告示の仕方の問題等、様々な細かい事案が出てくるのではないかと思います。そういったことについては、会議を進めながら、適宜決めていくということではいかがでしょうか。

○市長

私は、教育長がおっしゃったように、その都度協議をして決定していくという案に賛成でございます。皆様はどうでしょうか。

○教育委員

異議なし。

○市長

それでは、本日の案件1の総合教育会議について進めていきます。総合教育会議の概要について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

(総合教育会議の概要説明)

○市長

事務局からの説明で、何かご不明な点等がございましたらお聴きをさせていただきたいと思います。

○市長

では、私から。大綱の策定に関することと説明があったが、大綱についてももう少し説明していただけないか。

○事務局

それでは、大綱ということで説明させていただきたいと思います。大綱については、この会議での協議すべき事項ということで触れさせていただきましたが、今回の法律の改正により、首長が策定となっております。

その内容としましては、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針とされております。

また、大綱に盛り込むべき事項は、国からの通知文書では、「学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針」が考えられると示されています。

そして、首長が策定するとなっていることで、教育行政に混乱を生じさせないように、この会議で十分に協議・調整を尽くすことが肝要とされております。

その他に、教育基本法第17条第2項に規定する「教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えると判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと」と示されております。

以上でございます。

○市長

今説明のあった内容を大綱に盛り込めということですが、いま本市に教育振興基本計画はあるのか教育長にお伺いしたいです。

○教育長

平成18年に現在の教育基本法ができたわけですが、その中の第17条に、地方公共団体の努力義務として、地方の教育振興基本計画を策定する旨のことが書かれているのですが、今のところ本市ではそういった形での教育振興基本計画は策定していないのが実情です。

○市長

では、今後策定の予定について、今のところ、どうお考えか。

○教育長

今回、教育委員会制度が変わりまして、大綱を策定、また総合教育会議が設置される。そういった状況ですので教育振興基本計画につきましても、市の第五次総合計画やこの大綱と整合する形で振興計画も今年度中に決定し、策定していきたいと考えております。

○市長

大綱と整合を図りながら教育振興基本計画を作られるということですね。

○教育長

はい。そういう考えです。

○市長

他の委員の方々は、大綱策定について、どのようなご意見をお持ちですか。

○教育委員

国等から通知文書で示されておりますように、学校の耐震化等のハードに関しましても非常に重要なことであると示されておりますし、我々もそのように考えております。特に今年の5月に30度を超えるような日が多々あり、学習環境という面で子どもたちにとっては非常に苦しい思いをさせたのではないかと考えております。具体的にはエアコンの設置という形になるでしょうが、それも含めてより子どもたちが勉学に励める環境を作りたいので、必要であると考えております。

○市長

私もそうあってほしいと思います。

○教育委員

幼児教育の重要性というところから、幼児教育・保育について市として長期的な見通しを持った目標設定も大事だと思います。

○市長

確かに、今おっしゃったように幼児教育は、長期的な展望に立った上で、どうあるべきかを考えていく必要がある。それらについては、十分に考えていかないといけないと私自身そのように考えております。

○教育委員

学校統合について、例にあがっていたように思うが、この件は見送りになったようなこともありました。これも予算を伴うことですので、長期的な見方で考えていかなくてはならない重要な事項だと思います。

○市長

そうですね。学校の統廃合については、凍結ということで私が判断をさせていただいた件ではありますが、何年か後にはもう一回考えないといけないと思っています。しかし、すぐには検討を再開できる問題ではないので、もう少し辛抱して頂かないと仕方がないかなと思っているので、その点についてよろしくお願ひしたいです。

○教育委員

今おっしゃたことは、どれもこれも必要なことばかりですけれども長期的な見通しで、いろいろ考えていただきたいと思います。

○市長

ありがとうございます。今すぐにしないといけない問題と長期的に練って考える問題があると思います。そ

ういった形でこれからも考えていきたいのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

他の委員の方々は大綱策定についての意見は、ここでだいたい申していただいた。それらの点でよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○市長

大綱の策定期間は、今の時点ではどう考えているのですか。事務局の考えはあるのですか。

○事務局

先程もスケジュールのところでも申し上げましたけれども、大綱の策定については案1と案2ということでお示しをさせていただいております。案1は、平成27年の12月の策定、案2は、平成28年3月として今年度の年度末として考えております。案1では、今年度に第五次総合計画も策定作業を進めておりますことから、この時期に合わせた日程ということです。案2は、第五次総合計画が出来上がり、その内容も踏まえ、今年度中に策定する日程となっております。いずれにしても、今年度は、大綱と総合計画及び教育振興基本計画と3つの計画が絡んでおりますことから、それらの整合性を十分に図り、段取りよく進めていかなければならないと考えております。

○市長

このスケジュール案の3について、もう少し説明してください。

○事務局

総合教育会議の概要のところでも触れさせていただきましたが、この案3については、今年度が平成27年度ということで、大綱の策定などを考えますと年に4回程度会議を開催したいということで、案1、案2として示させていただきましたが、案3につきましては平成28年度以降、大綱も作成させていただいた後のスケジュール案として示させていただいております。ここでは総合教育会議の開催の趣旨等を踏まえ、年度当初に1回会議を開催させていただき、その後、年度途中の9月あたりに次年度の予算あるいは方向性を協議するという進め方を進めていきたいと思っております。

○市長

大綱を作らなければいけない点については、理解しています。

ただ、大綱自体、どんなものにすればいいのか、まとまっていない。また、大綱のボリュームにもよるが、12月は、総合計画の議決もあるうえで、大綱も重なると、作業的に、しんどいのではないかと思います。よって、3月に策定するという進め方を進めてはどうかと思ひますがいかがでしょうか。

○教育委員

異議なし。

○市長

では、3月に策定するという進め方を進めていただきたいと思います。

あと、大綱の他に、総合計画、教育振興基本計画があるわけですが、これらの位置付けや内容について、整理が必要と思ひています。今の時点で、事務局の方でどんな整理をしているのかお聞かせ願ひたい。

○事務局

今の時点で申し上げますと、3つの計画については、総合計画が最上位計画で、その下に、大綱、そして教育の基本計画的なものが教育振興基本計画とイメージしています。

ただ、大綱に関して言えば、他市で作成されました大綱を見ても、いろいろなパターンがあります。これらも参考に、また、今日の委員からのご意見も踏まえ、本市の大綱をどのような形で取りまとめていくか、教育部や関係課とも調整し、この会議に案をお示ししたいと考えております。

○市長

教育振興基本計画とは別に大綱を作り、案を示すということか。

○事務局

そう考えております。また、策定期間は、先ほど決定していただきましたように3月策定で進めていきます。

○市長

それでは、3月策定で進めてください。ただ、総合計画とも関連するということなので、12月までにこの会議で協議したいので、会議を設定してください。

○事務局

わかりました。総合計画との関係があるのでということでしたので、再度スケジュール案をご覧ください。今の点を踏まえまると、大綱策定スケジュールは、案2になるかと思えます。案2をみていただきますと平成27年12月に総合計画がくるのですが、その前の段階で、平成27年の9月あたりで新年度の予算についての方向性協議・確認ということで、この時期辺りで2回目を開催したいと思っておりますので、この時期をめざして案のお示しをできればいいかなと考えております。よろしいでしょうか。

○市長

次年度予算での協議内容にもよりますので、事務局で調整し、設定ください。

○事務局

わかりました。

○市長

この件については、以上でよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○市長

それでは、次にいきたいと思えます。

この会議で扱う事案として、大綱の策定の他、児童、生徒の生命や身体に被害が生ずる恐れがあるときという説明があったが、本市の学校現場では、どのような対応をしているのか。

○教育長

ここに書いてあるように、いじめによる自殺がひとつの典型的な例だということで想定されているのですが、まずは、被害が生ずる恐れがあるとき、まだ自殺という事態は起こっていないが問題が発生した時などが予想される。

例えば、遺書に自殺をほのめかして行方不明になっているというケースの場合、現にこれまで本市でもこういったことがありました。そんな場合については、まずは教育委員会として、とにかく最悪の事態を防ぐための手立てとして、関係者や学校、保護者、それから警察などへとにかく連絡して情報を集め、子どもの安否の確認などに取り組まなくてはいけないということがあります。

そういったことと合わせて、できるだけ早い時期にこの総合教育会議を招集していただいて、実態の報告や、会議で市長を含めた中でどういった対応を取るのかが協議の対象になると思えます。

それから、恐れではなくて、実際に残念ながら自殺があったなど、様々なケースがあるかと思えますが、そういった場合については、原因の調査でありますとか、そういったあたりをいじめ防止基本方針の条例を定めていただいた専門員会でまずは調査に取り組むということになるかと思っています。

そういったことと同時に合わせて、総合教育会議を招集して、問題について常々報告しながら、いろいろな意見をいただいて実際に取り組んでいくのではないのでしょうか。その中で調査なり保護者との話し合いなどが想定されると思っています。

ただ、なかなかそういった形では解決がうまくいかない。保護者との間でもスムーズに進まない。そんなときは、いじめ防止基本方針の専門委員会とは別の第三者の専門家で組織し、調査・協議するという様な事も予

想されますので、そういった組織を作るということも総合教育会議の中で協議して決めていただくということもありうると思っています。

様々なケースがありますが、一例をあげればそういった状況があるかと思っています。

○市長

この件について、学校現場の現状を聞かせてもらったが、その時に備え、適切に対応できるよう体制を整えておく必要がありますね。今後の会議でも、そのあたりも調整していきましょう。

それでは、案件2のその他でございます。何かございますか。

○市長

無いようですので、今日の案件はすべて終了しました。このあとの進行を司会にお返しします。事務連絡等があれば、お願いします。

○司会

ありがとうございました。それではその他ということで、事務局からあれば。

○事務局

1点あります。

本日の会議内容は、会議録を作成し、速やかにホームページでの公開と情報交流ひろば「ふらっと」での閲覧とさせていただきます。公開の前には、内容等について委員の確認をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次回の会議を8月前後に設定しますので、日程等については、事務局よりお知らせしますので、よろしくお願ひします。

○司会

それでは、本日の会議は、これで終了いたしますが、今日の会議の中でも意見がありました要綱の改正の部分につきましては、事務局で早急に手続きをとらせていただいて、市長まで決裁を取った形で、また皆様にお知らせをしようかと考えております。

本日はありがとうございました。